３１総人職第1229号

各部・総務部各課人事担当課長　殿

総務部職員課長

本件写しをもって通知にかえます。

令和２年３月27日

各局等人事担当部長　殿

総務局人事部長

（公　印　省　略）

都庁における新型コロナウイルス感染症対策について

都内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和２年３月25日に行われた知事の記者会見において、今週末の不要不急の外出を控えることや自宅で勤務すること等について要請がありました。

各職場におかれては、感染症拡大防止のためにテレワークの実施等に取り組んでいただいているところですが、都職員として率先的な行動を示すためにも、下記について職員に周知・徹底を図り、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、より一層取り組まれますようお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　テレワーク勤務化の実施について

本庁職員（新型コロナウイルス感染症対策業務、東京2020大会関連業務、窓口業務等への従事職員を除く。）は、原則として、全員が毎日在宅勤務をすること。その際、管理職を除き、終日型又は半日型とすることとし、公務運営に支障をきたさないよう、半日型の実施に当たっては、各職場において、職員を午前及び午後の二部に分け、その割合の目安を半数程度にする等、工夫して実施すること。出先事業所職員等については、職場の実情に応じ、上記本庁職員の取組趣旨を踏まえ、テレワーク又は自宅勤務の実施、オフピーク通勤の拡大等に努めること。

また、テレワーク実施可能な環境がない職員等については、代替策として、自宅勤務を実施可能とする。業務の都合や午後のテレワーク実施に当たり、午前に出勤する必要がある場合においては、引き続きオフピーク通勤を実施することとし、非常勤職員、臨時職員についても、職務の性質や職員の事情に配慮した上で、常勤職員に準じて適切に対応すること。

なお、今後の在宅勤務型テレワークの運用を以下のとおり一部変更する。

【実施期間中の運用変更】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 現　行（本通知施行前まで） | 変　更　後 |
| 実施単位 | ・管理職、一般職とともに、日又は半日に加え、時間を単位として承認。 | ・管理職については、日又は半日に加え、時間を単位として承認。  一般職については、日又は半日を単位として承認。 |

２　外出の自粛について

夜間及び休日における不要不急の外出については、自粛をすること。

また、引継準備等のために休日に職場に来ることや、４月の人事異動に伴う庁内外の挨拶まわりは差し控えること。

３　海外からの帰国者について

　 海外からの帰国者の感染が確認される事例が増えていることを踏まえ、渡航先に関わらず、帰国から14日間は外出を自粛すること。

　　この間は、原則として、テレワークや自宅勤務とする。

４　実施時期

　　　本通知施行以降、令和２年４月12日までを目途に実施することとし、今後の感染症の状況に応じて、適宜見直す。

【担当】

＜外出自粛・帰国者に関すること＞

　総務局人事部人事課　田邊、柳下

内線２４－５３１

＜テレワークに関すること＞

　総務局人事部職員支援課

企画厚生担当　芝田、小﨑、渡邉

内線２５－２２２

＜勤務時間に関すること＞

　総務局人事部職員支援課

調整担当　堂田、平畑、木村

内線２５－２１３